

議案第 13 号

市川市文化会館大規模改修電気設備工事請負変更契約について

市川市文化会館大規模改修電気設備工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出

市川市長 村 越 祐 民

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 市川市文化会館大規模改修電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 市川市大和田1丁目263番 |
| 3 | 請負代金額 | 872,190,000円 |
| 4 | 契約相手方 | 柏市新柏1丁目16番地12
工藤・北総特定建設工事共同企業体 |
| | 代 表 者 | 工藤電機工業株式会社
代表取締役 工藤 賢作 |
| 5 | 工 事 概 要 | 市川市文化会館大規模改修工事に伴う電気設備工事
電灯設備 一式
動力設備 一式
雷保護設備 一式
受変電設備 一式
電力貯蔵設備 一式
発電設備 一式
構内情報通信網設備 一式
構内交換設備 一式 |

情報表示設備	一式
拡声設備	一式
誘導支援設備	一式
テレビ共同受信設備	一式
監視カメラ設備	一式
防犯・入退室管理設備	一式
火災報知設備	一式

理 由

既定予算に基づく市川市文化会館大規模改修電気設備工事について、受注者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２７号）第２条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者市川市と受注者工藤・北総特定建設工事共同企業体とは、令和 2 年 9 月 30 日付で締結した市川市文化会館大規模改修電気設備工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（工事内容の変更）

第 1 条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

（請負代金の増額）

第 2 条 前条に定める工事内容の変更に伴い、原契約第 4 項に定める請負代金額

「¥ 8 1 0 , 7 0 0 , 0 0 0 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ 7 3 , 7 0 0 , 0 0 0」を

¥ 6 1 , 4 9 0 , 0 0 0 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ 5 , 5 9 0 , 0 0 0 増額し、

「¥ 8 7 2 , 1 9 0 , 0 0 0 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ 7 9 , 2 9 0 , 0 0 0」に改める。

（継続費に係る契約の特則の変更）

第 3 条 前条に定める請負代金の増額に伴い、原契約約款第 39 条第 1 項に定める請負代金の支払に係る予算年割額

「令和 3 年度 6 4 8 , 5 6 0 , 0 0 0 円」を 6 1 , 4 9 0 , 0 0 0 円増額し、

「令和 3 年度 7 1 0 , 0 5 0 , 0 0 0 円」に、

第 2 項出来高予定額

「令和 3 年度 6 4 8 , 5 6 0 , 0 0 0 円」を 6 1 , 4 9 0 , 0 0 0 円増額し、

「令和 3 年度 7 1 0 , 0 5 0 , 0 0 0 円」に改める。

(工期の延期)

第4条 原契約で定める完成日を令和4年3月30日まで延期する。

この工事請負変更契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年5月20日

発注者	住所	市川市八幡1丁目1番1号			
		市川市			
	氏名	代表者	市長	村越祐民	印

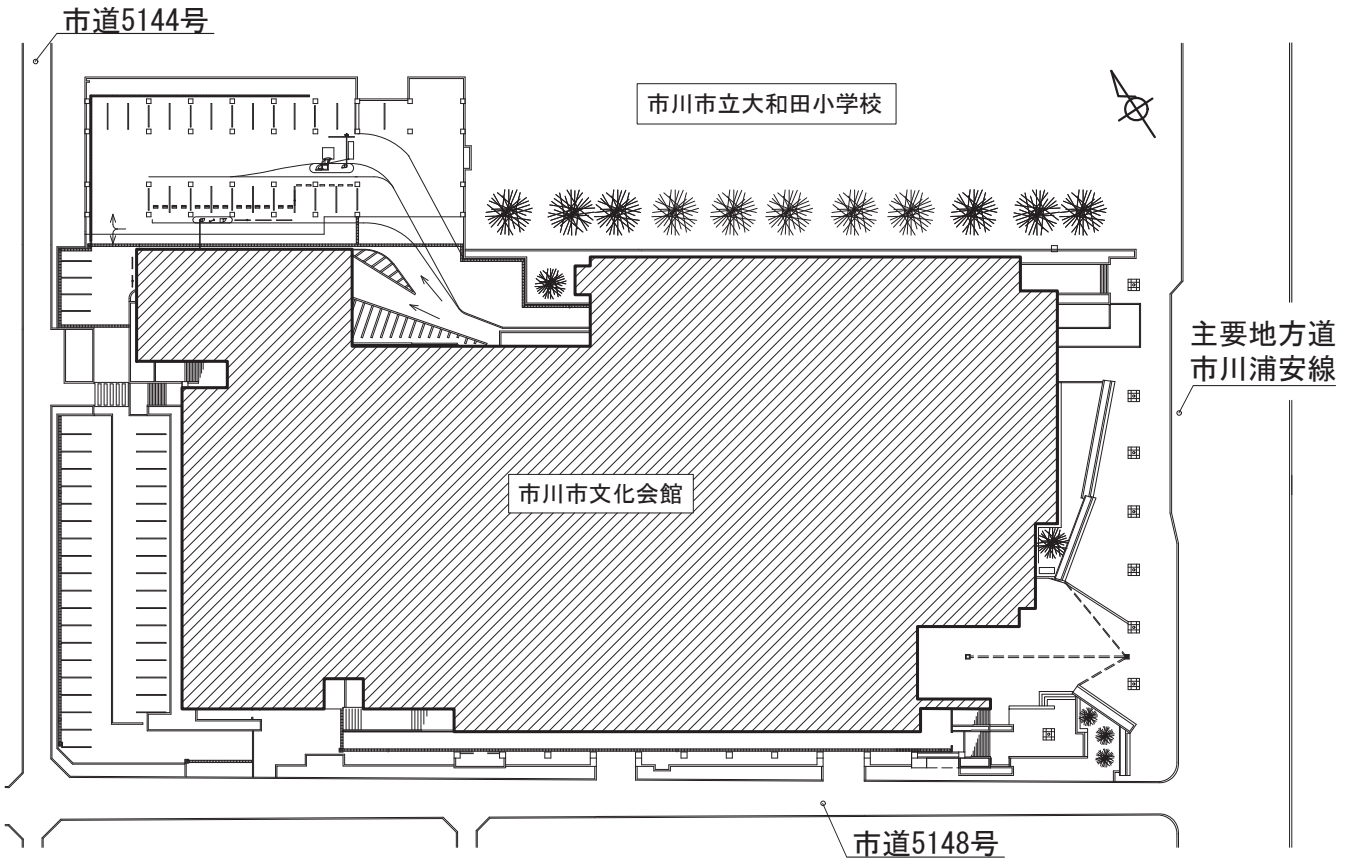
受注者	住所	柏市新柏1丁目16番地12			
	名称	工藤・北総特定建設工事共同企業体			

構成員 (代表者)	住所	柏市新柏1丁目16番地12			
		工藤電機工業株式会社			
	氏名	代表取締役	工藤賢作		印

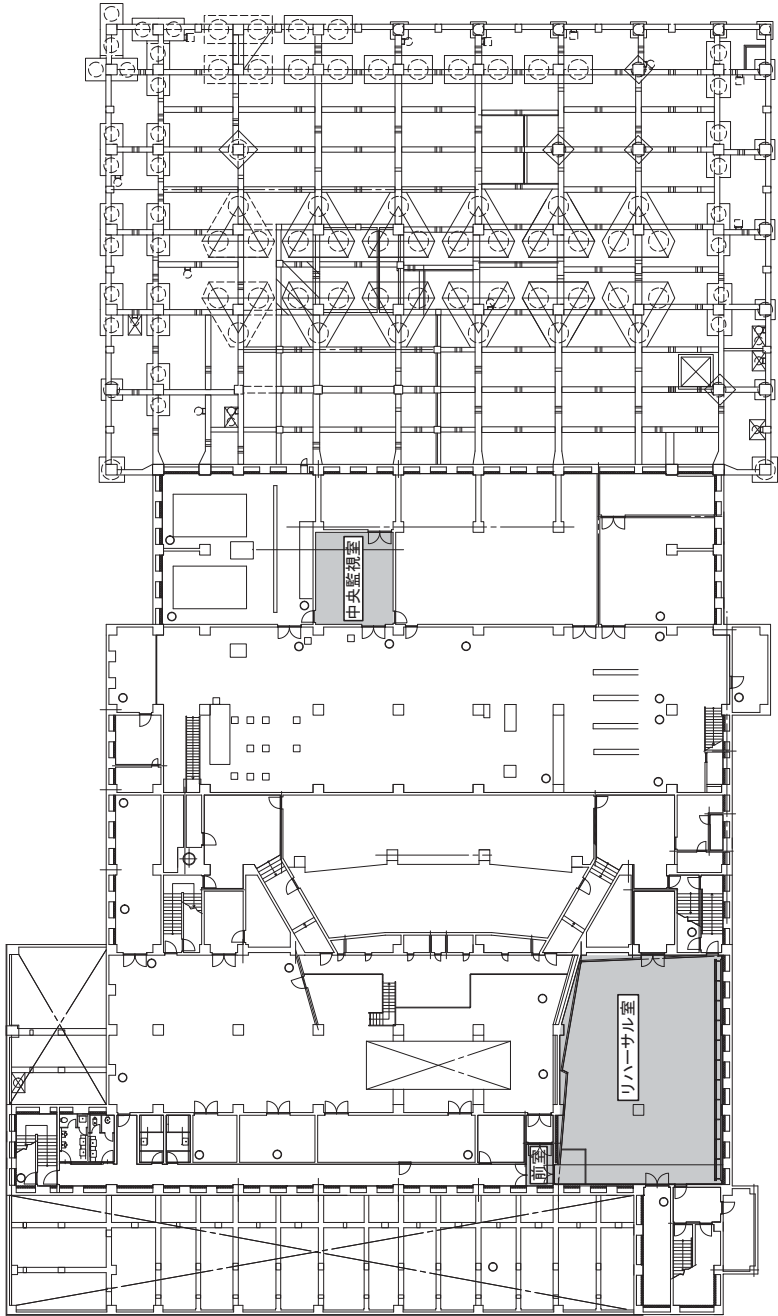
構成員	住所	船橋市本郷町720番地			
		北総電機産業株式会社			
	氏名	代表取締役	椎名教泰		印



案内図

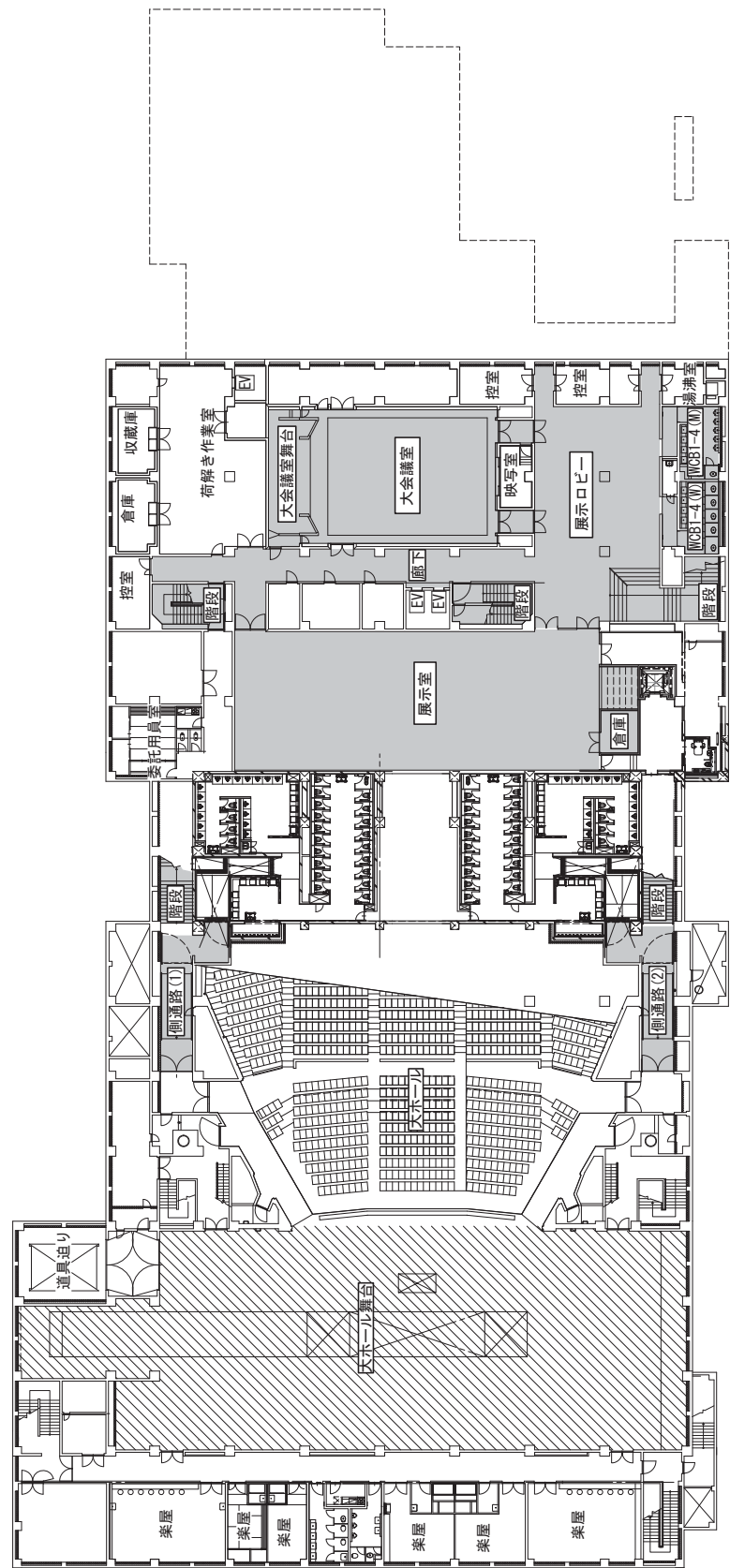


配置図



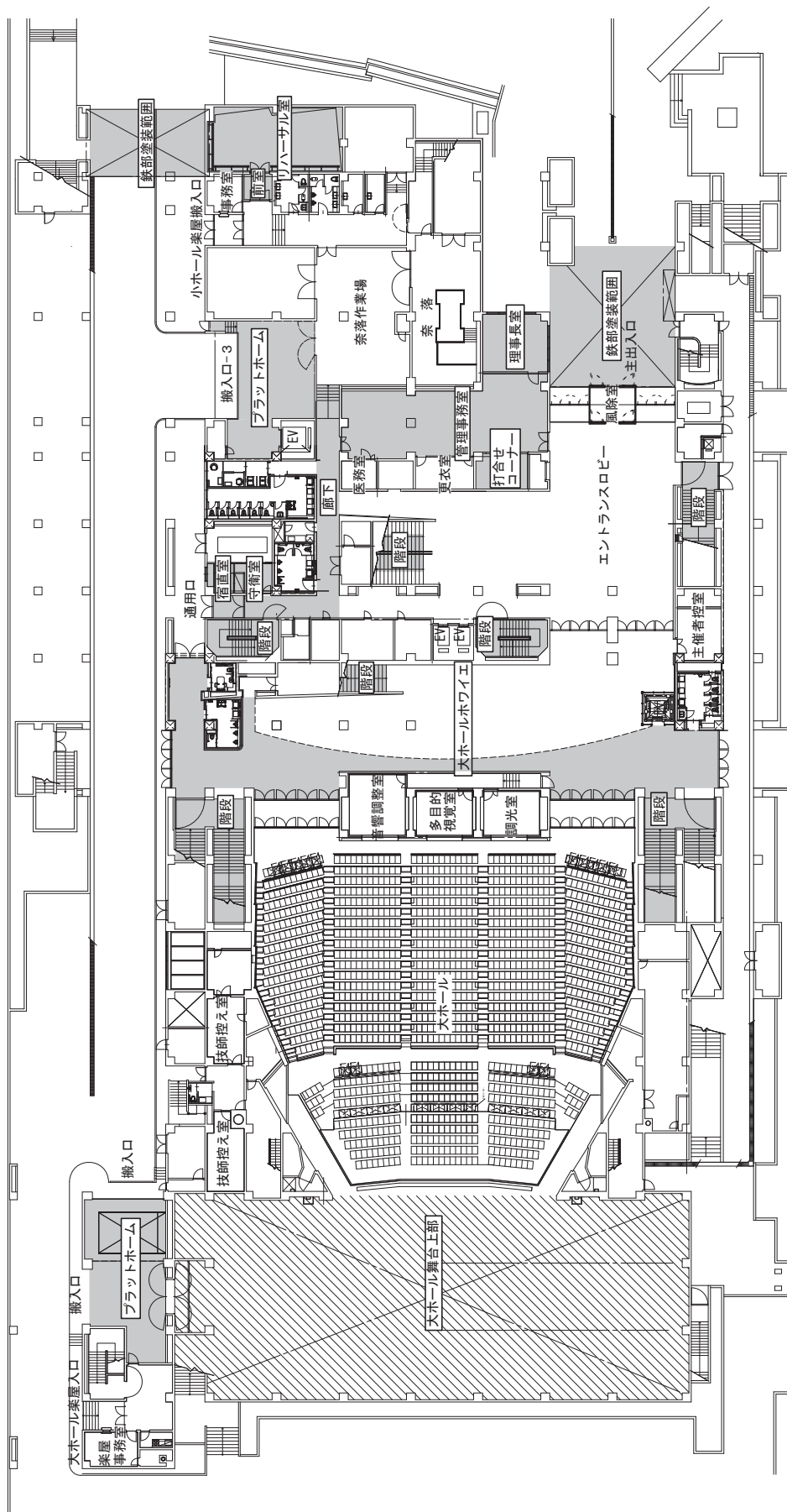
変更範囲（内外装工事）

地下2階平面図



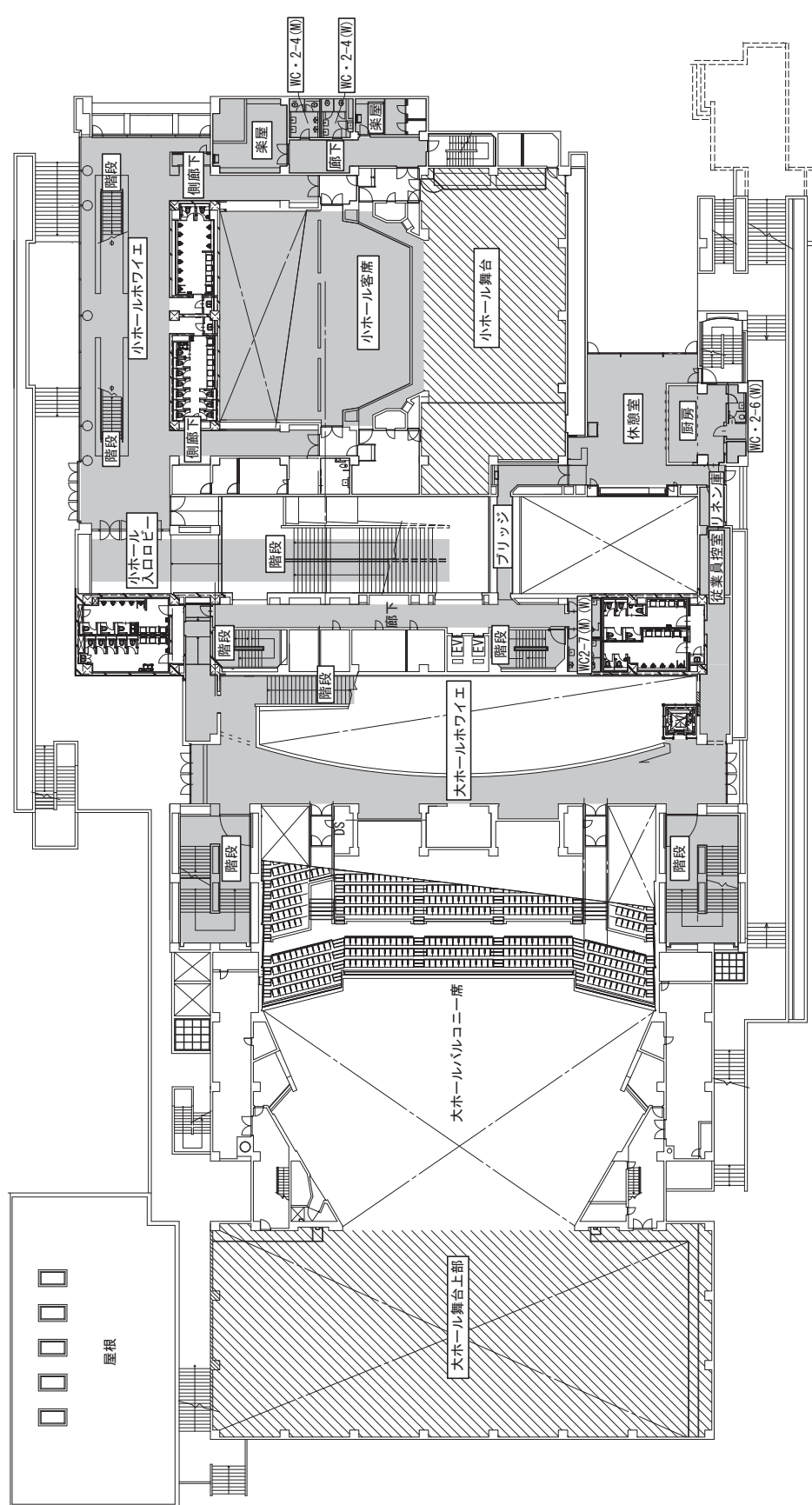
アスベスト除去方法変更範囲
上記以外の変更範囲
(内外装工事)

地下1階平面図



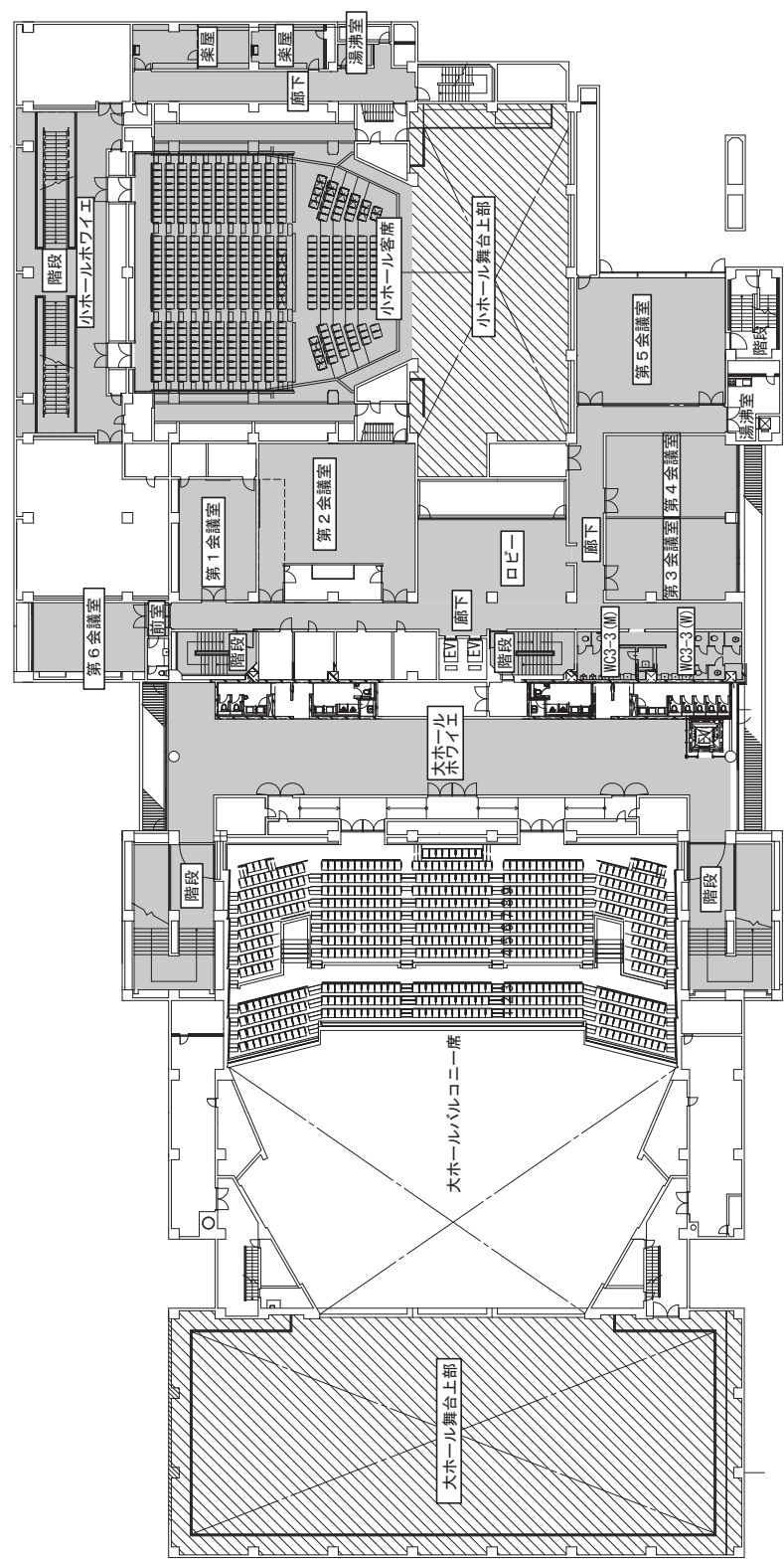
アスベスト除去方法変更範囲
上記以外の変更範囲
(内外装工事)

圖面階1



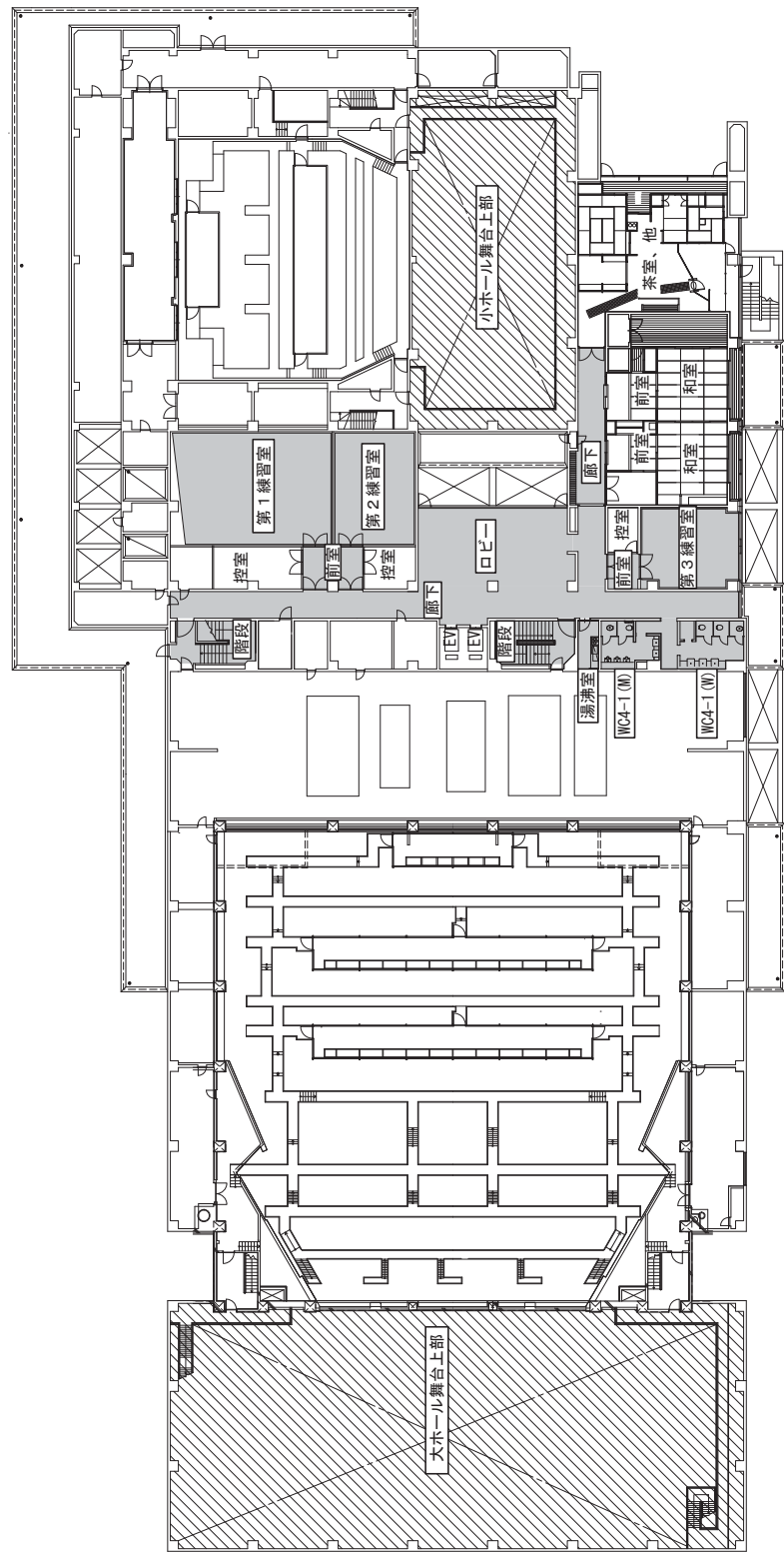
アスベスト除去方法変更範囲
上記以外の変更範囲
(内外装工事)

図面 2階平面図



アスベスト除去方法変更範囲
上記以外の変更範囲
(内外装工事)

3階平面図



アスベスト除去方法変更範囲
上記以外の変更範囲
(内外装工事)

4階平面図